

# 自立生活援助マニュアル《別冊》

## 自立生活援助 報酬の算定要件等について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改訂を受けて、札幌市の『自立生活援助の申請及び支給について（自立生活援助マニュアル）』を作成がされました。マニュアルの別冊として、この『自立生活援助報酬の算定要件等について』をあわせて作成いたしました。マニュアルでは読み取れない内容も、以下の告示や通知等から引用し整理していますので、札幌市のマニュアル等と合わせてご活用下さい。

### <引用>

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準【報酬告示】
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【留意事項通知】
- ・ 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域
- ・ 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準
- ・ こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準【基準省令】
- ・ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1
- ・ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1
- ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1～3

2025（令和7）年2月

札幌市保健福祉局 障がい福祉課  
さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール



# 目次

自立生活援助（基本報酬）の算定について①	4
自立生活援助（基本報酬）の算定について②	7
加算の算定について① 福祉専門職員配置等加算	9
加算の算定について② ピアサポート体制加算	11
加算の算定について③ 初回加算	13
加算の算定について④ 集中支援加算	14
加算の算定について⑤ 同行支援加算	15
加算の算定について⑥ 緊急時支援加算	16
加算の算定について⑦ 利用者負担上限額管理加算	18
加算の算定について⑧ 日常生活支援情報提供加算	19
加算の算定について⑨ 居住支援連携体制加算	20
加算の算定について⑩ 地域居住支援体制強化推進加算	21
加算の算定について⑪ 福祉・介護職員等処遇改善加算	22

自立生活援助（基本報酬）の算定について①

		算定要件（地域定着支援との併給不可）									
		自立生活援助サービス費（Ⅰ） 1566単位		自立生活援助サービス費（Ⅱ） 1095単位		自立生活援助サービス費（Ⅲ） 1172単位		自立生活援助サービス費（Ⅳ） 821単位		自立生活援助サービス費（Ⅴ） 700単位	
基本報酬	(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満	(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上		(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満	(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上		指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に2回以上、指定自立生活援助を行った場合であって、指定障害福祉サービス基準第206条の18に規定する支援として、利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。ただし、（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合には算定しない。 居宅への訪問による支援が1月に1日以上行われなかった場合は、テレビ電話装置等による支援の回数にかかわらず算定しないものとする。				
	<p>(1)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数（サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、1人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。以下同じ。）で除して得た数が30未満として指定都市の市長（指定都市と中核市以外の市町村にあっては都道府県知事、中核市にあっては中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定自立生活援助事業所において、対象者に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>(2)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30以上として指定都市の市長に届け出た指定自立生活援助事業所において、対象者に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に2回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助（指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>なお、地域生活支援員は、指定障害福祉サービス基準第206条の18の規定において、定期的な訪問による支援をおおむね週に1回以上行うこととされているが、月の途中から利用を開始する場合やサービス終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮し、定期的な訪問を1月に2日以上行った場合に算定するものとする。</p>										
	障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者、指定共同生活援助事業所等又は福祉ホームに入居していた障害者、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。）に入院していた障害者、救護施設又は更生施設に入所していた障害者、刑事施設、少年院又は更生保護施設に収容されていた障害者、保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設等に宿泊していた障害者又は更生保護法の規定による委託を受けた者が当該委託に係る応急救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設に宿泊していた障害者（以下「施設退所者」という。）であって、退所等をしてから1年以内（退所等した日から1年を経過した日の属する月まで）の期間又は同居家族の死亡や入院、虐待等の市町村が認める事情により急遽単身の生活をするようになった障害者であって、単身生活を開始した日から1年以内の期間について、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。				施設退所者であって、退所等した日から1年を超える者若しくは現に居宅において単身である者又は同居している家族等が障害、疾病を有しているため若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者に対し、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。				(Ⅰ)か(Ⅱ)の対象者又は自立した地域生活を継続することが困難であるものとして市町村が認める者に対し、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。		

<p>サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合の減算 ×70~50/100</p>	<p>指定自立生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者の員数を満たしていない場合に、次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。</p> <p>減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100</p>
<p>自立生活援助計画が作成されていない場合の減算 ×70~50/100</p>	<p>指定自立生活援助の提供に当たって、自立生活援助計画が作成されていない場合に、次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。</p> <p>減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100</p>
<p>標準利用期間超過減算 ×95/100</p>	<p>指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者(当該指定自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。)の平均値が、18月間を超えている場合に、100分の95を所定単位数に乗じて得た数を算定する。</p>
<p>虐待防止措置未実施減算 ×99/100</p>	<p>指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p>
<p>業務継続計画未策定減算 ×99/100</p>	<p>指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>令和7年4月1日から適用</p>
<p>情報公表未報告減算 ×95/100</p>	<p>法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p>
<p>特別地域加算 230単位/月</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合は、1月につき230単位を所定単位数に加算する。</p> <p>【特別地域加算】参照</p>

<p>地域生活支援 拠点等機能強化 加算</p> <p>500単位/月</p>	<p>次の(1)及び(2)のいずれかに該当する指定自立生活援助事業所であること。</p> <p>(1) 次の(一)から(四)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>(一) 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</p> <p>(二) 指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。</p> <p>(三) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準第一号イ又はロに掲げる基準(以下「機能強化型基準」という。)に適合していること。</p> <p>(四) 当該指定自立生活援助事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する障害者総合支援法第七十七条第三項第一号に規定する関係機関(以下「拠点関係機関」という。)において、市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者(以下「拠点コーディネーター」という。)が常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。</p> <p>(2) 次の(一)から(四)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>(一) (1)の(一)の基準に適合すること。</p> <p>(二) 他の指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。</p> <p>(三) (二)の指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援事業所が機能強化型基準に適合しており、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。</p> <p>(四) 当該指定自立生活援助事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。</p> <p>ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該指定自立生活援助事業所並びに当該指定自立生活援助事業所と相互に連携して運営される指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。</p>
<p>【特別地域加算】 厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p>	<p>一 離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域</p> <p>二 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島</p> <p>三 豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯</p> <p>四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 第二条第一項に規定する辺地</p> <p>五 山村振興法第七条第一項の規定により指定された振興山村</p> <p>六 小笠原諸島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する小笠原諸島</p> <p>七 半島振興法第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域</p> <p>八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域</p> <p>九 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>十 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島</p> <p>※ 特別地域加算を算定する利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えてサービス提供した場合、交通費の支払いを受けることはできない。</p>
<p>サービス提供の 記録</p>	<p>指定自立生活援助を提供した際は、当該指定自立生活援助の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立生活援助の提供の都度記録しなければならない。</p> <p>記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立生活援助を提供したことについて確認を受けなければならない。</p>

## 自立生活援助（基本報酬）の算定について②

### 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

(利用者)  
VOL.1問62  
「家族等と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者」も利用対象となるが、「支援が見込めない状況」とは具体的にどのような状況が想定されるのか。  
(答)  
例えば、  
・同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合  
・同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合  
・同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合  
・その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合  
などが想定される。

(支援の内容)  
VOL.1問63  
訓練等給付に位置付けられる自立生活援助のサービスにおける「情報の提供や助言、相談等の必要な援助」とは、どのような支援なのか。家事支援等も含まれるのか。  
(答)  
自立生活援助は、障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅で生活する障害者が地域生活を継続する上で必要な情報の提供、助言並びに相談等の支援及び関係機関や地域住民との連絡調整等を行うものである。  
家事支援等については、他の障害福祉サービスによって行われるべきものであって、自立生活援助に含まれるものではない。

### 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

(利用者①)  
VOL.1問51  
「同居家族の死亡及びこれに準すると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内のもの」とは、どのようなものが想定されるのか。  
(答)  
同居家族の死亡の他、例えば、  
・同居家族が長期に入院することとなった場合  
・同居家族から虐待を受けている場合  
等、急遽やむを得ず単身での生活を開始したものを想定しているが、利用者や家族の状況等を踏まえ、市町村において適切に判断されたい。  
なお、利用者本人の希望により単身での生活を開始した場合には対象とならない。

(利用者②)  
VOL.1問52  
同居家族が高齢等のため自立生活援助サービス費（Ⅱ）を算定していた利用者が、当該同居家族の死亡により単身生活を始めることとなった場合は、自立生活援助サービス費（Ⅰ）に変更することができるか。  
(答)  
単身生活を開始した月より自立生活援助サービス費（Ⅰ）に変更することが可能である。

(兼務の取扱い)  
VOL.1問53  
自立生活援助事業所の従業者（地域生活支援員、サービス管理責任者）について、兼務の取扱いはどうなるのか。  
(答)  
自立生活援助事業所の従業者は、原則として専従となるが、地域生活支援員とサービス管理責任者の兼務は可能であるとともに、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、従業者が当該自立生活援助事業所の管理者、地域生活支援員、他の事業所又は施設等の職務に従事することができる。  
ただし、兼務先の基準を満たすことも必要となるため、双方から兼務に支障がないかを判断する必要がある。  
また、兼務先の職務が常勤換算方法による配置を要件とする場合は、当該職員の自立生活援助事業所における勤務時間を、兼務する職務の常勤換算に含めることはできない。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

(退居後共同生活援助サービス・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 ①)

VOL.1問34

退居後共同生活援助サービス と、自立生活援助又は地域定着支援とを併給する場合、同一法人の自立生活援助事業所又は地域定着支援事業所であっても算定可能か。

(答)

貴見のとおり。ただし、当該利用者に対して退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービスを実施する従業者と自立生活援助又は地域定着支援を実施する従業者とを同一人物が兼務している場合は、算定できない。

(機能強化型基本報酬算定に係る兼務の範囲)

VOL.1問63

機能強化型基本報酬及び主任相談支援専門員配置加算では、原則として常勤専従が求められているところ、常勤専従が求められている相談支援専門員又は主任相談支援専門員について、管理者を兼務することは可能か。

(答)

当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。

もっとも、主任相談支援専門員配置加算については、主任相談支援専門員による地域の相談支援事業所の従事者に対する助言指導を実施することが要件とされていることを踏まえ、上記管理者の兼務については、主任相談支援専門員としての上記助言指導の実施に支障が生じないと認められる場合に限ることとする。

VOL.1

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1 (平成30年3月30日事務連絡) (2) 自立生活援助 問66は以下のとおり訂正する。)

問66 定期的な居宅訪問

定期的な居宅訪問については、月に2回以上利用者の居宅を訪問すればよいか。

(答)

指定自立生活援助の自立生活援助サービス（Ⅰ）と（Ⅱ）においては、利用者の日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う必要があることから、支援計画に基づき概ね週1回以上、当該利用者の居宅を訪問することとしている。

なお、月途中から利用を開始する場合やサービス終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮し、基本報酬の算定においては、定期的な訪問による支援を月2回以上行うことを要件としているが、安易に訪問回数を減らすことがないよう留意すること。

(地域生活支援拠点等)

VOL.3問4

計画相談支援のモニタリングと自立生活援助等、一人の利用者に同月で2回算定する場合があるが、当該加算も同月で一人の利用者に2回算定することは可能か。

(答)

貴見のとおり。

(自立生活援助サービス費（Ⅲ）)

VOL.3問6

自立生活援助サービス費（Ⅲ）の支給決定を受けている利用者に対して、事業所が月に2回以上自宅に訪問し支援した場合に、自立生活援助サービス費（Ⅰ）又は（Ⅱ）が算定できるか。

(答)

サービス等利用計画案において、ICTの活用による支援を位置付けた上で支給決定を行っているものであるため、算定できない。

加算の算定について①

加算		福祉専門職員配置等加算
単位数	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	450単位
	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	300単位
	福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	180単位
加算の算定要件		<p>(Ⅰ) 地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして指定都市の市長（指定都市と中核市以外の市町村にあっては都道府県知事、中核市にあっては中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定自立生活援助事業所。</p> <p>(Ⅱ) 地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして指定都市の市長に届け出た指定自立生活援助事業所。ただし、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(Ⅲ) 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして指定都市の市長に届け出た指定自立生活援助事業所。ただし、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。                      (1) 地域生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。                      (2) 地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可  ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録(作成)		
備考		<p>「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。</p> <p>「地域生活支援員として配置されている従業者」とは、直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数)をいう。</p> <p>「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する障害福祉サービス事業を行う事業所(旧法施設を含む。)、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、障害児入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。                      また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。</p>

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

(福祉専門職員配置等加算)

VOL.1問68

地域生活支援員が、同一法人の他の事業所の業務を兼務し、勤務した時間数の合計が常勤の時間数に達している場合、福祉専門職員配置等加算はどのように算定するのか。

(答)

複数事業所を兼務する常勤の直接処遇職員については、1週間の勤務時間の2分の1を超えて当該事業所の直接処遇職員として従事する場合に、常勤の直接処遇職員(1人)として評価されたい。

加算の算定について②

加算 単位数	ピアサポート体制加算 100単位
加算の算定要件	<p>都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合。</p> <p>ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下「障害者等」という。）であって、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者</p> <p>イ 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者</p> <p>なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。</p>
算定回数	
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可	
※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない	

備考	<p>研修を修了した従業者を配置している旨を指定都市（指定都市と中核市以外の市町村にあつては都道府県、中核市にあつては中核市。以下同じ。）へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p> <p>なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。</p> <p>※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。</p> <p><b>研修の要件</b>  「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知に定める障害者ピアサポート研修事業として行われる基礎研修及び専門研修をいう。</p> <p><b>障害者等の確認方法</b>  当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、次の書類又は確認方法により確認するものとする。</p> <p>ア 身体障害者  身体障害者手帳</p> <p>イ 知的障害者  (ア) 療育手帳  (イ) 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。</p> <p>ウ 精神障害者  次のいずれかの証書類により確認する(これらに限定されるものではない。 )。</p> <p>(ア) 精神障害者保健福祉手帳  (イ) 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類(国民年金、厚生年金などの年金証書等)  (ウ) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類  (エ) 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。 )  (オ) 医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること)等</p> <p>エ 難病等対象者  医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等</p> <p>オ その他都道府県が認める書類又は確認方法</p>
----	---

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1問7

ピアサポート体制加算について、当事者の障害種別と事業所が対象とする主たる障害種別が一致していない場合も算定することが可能か。

(答)  
算定することが可能である。

加算の算定について③

加算	初回加算
単位数	500単位
加算の算定要件	サービスの利用の初期段階においては、利用者の生活状況等の把握や関係機関との連絡調整等に手間を要することから、サービス利用開始月において算定。 ただし、当該利用者が過去3月間に、当該指定自立生活援助事業所を利用したことがない場合に限り算定。
算定回数	
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可  ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない	
記録(作成)	
備考	

加算の算定について④

加算	集中支援加算
単位数	500単位
加算の算定要件	自立生活援助サービス費（I）を算定する利用者に対して、対面（利用者の居宅を訪問）による支援を1月に6日以上実施した場合。
算定回数	
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	不可 （加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ）
他の加算との併給不可  ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない	
記録（作成）	
備考	

加算の算定について⑤

加算		同行支援加算
単位数	外出を伴う支援が1月に1回又は2回の場合	500単位
	外出を伴う支援が1月に3回の場合	750単位
	外出を伴う支援が1月に4回以上の場合	1000単位
加算の算定要件		障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について支援回数に応じて算定できるものであること。
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可		
※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録(作成)		
備考		

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

<p>(同行支援加算) VOL.1問67 同行支援加算は、居宅への訪問と同日に外出を伴う支援を行った場合でも算定できるか。また、同行支援加算の算定対象となる外出を伴う支援とは、具体的にどのようなものか。 (答) 同行支援加算の算定日に、定期的な訪問による支援や随時の訪問による支援を行うことは差し支えない。 なお、同行支援加算の算定対象となる外出を伴う支援は、あくまで障害者の理解力や生活力等を補う観点から、利用者が地域で自立した生活を継続していくために必要な情報提供や助言等の支援を行うものであり、外出のための直接的な介助や余暇活動への付き添い等については、算定の要件を満たす支援とはならない。</p>
--

加算の算定について⑥

加算		緊急時支援加算	
単位数	緊急時支援加算 (Ⅰ)	711単位	+50単位
	緊急時支援加算 (Ⅱ)	94単位	
加算の算定要件		<p>(Ⅰ) 利用者の障害の特性に起因して生じた緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。)に速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合。</p> <p>(Ⅱ) 利用者の障害の特性に起因して生じた緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合。</p> <p>ただし、この場合において、緊急時支援加算(Ⅰ)を算定している場合は、加算しない。</p>	<p>市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを指定都市の市長(指定都市と中核市以外の市町村にあっては都道府県知事、中核市にあっては中核市の市長。以下同じ。)に届け出た指定自立生活援助事業所の場合、さらに1日につき50単位を加算。</p>
算定回数			
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)	
他の加算との併給不可  ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない			
記録(作成)		緊急時支援を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援加算の算定対象である旨等を記録するものとする。	

<p>備考</p>	<p>「利用者の障害の特性に起因」して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。</p> <p>「一時的な滞在による支援」は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。</p> <p>また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。</p> <p>「一時的な滞在による支援」は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。</p>	<p>「地域生活支援拠点等として位置付けられている」とは、運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</p> <p>なお、市町村が当該指定自立生活援助事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定自立生活援助事業所とで事前に協議し、当該指定自立生活援助事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定自立生活援助事業所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定自立生活援助事業所は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。</p> <p>さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。</p>
-----------	---	--

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

<p>(地域生活支援拠点等・運営規程) VOL.1問2</p> <p>短期入所事業所や緊急時の対応を行う居宅介護事業所等（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・自立生活援助・地域定着支援に限る。以下、同じ。）が地域生活支援拠点等である場合に算定される加算について、運営規程において市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていることが要件になっているが、実際に事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かをどのように確認すればよいか。</p> <p>(答)</p> <p>地域生活支援拠点等は、市町村又は圏域で整備することになるため、事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かは、事業所の所在する市町村等に確認されたい。</p> <p>なお、都道府県においては、平時から市町村と連携し、各市町村内で地域生活支援拠点等に位置付けられている事業所等を把握しておくことが望ましい。</p>
<p>(緊急時支援加算) VOL.1問54</p> <p>緊急時支援加算（I）について、1回の訪問において、例えば、22時から3時まで滞在による支援を行った場合、2日分の算定は可能か。</p> <p>(答)</p> <p>当該加算は日単位での算定が可能であり、1回の訪問であっても、日を跨いで滞在による支援を行った場合には、両日分が算定可能である。</p>

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

<p>※ 自立生活援助（基本報酬）の算定について②のVOL.3問4を参照</p>
--

加算の算定について⑦

加算	利用者負担上限額管理加算
単位数	150単位
加算の算定要件	利用者負担額合計額の管理を行った場合
算定回数	
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	可
他の加算との併給不可  ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない	
記録（作成）	
備考	<p>「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。</p> <p>なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p>

加算の算定について⑧

加算	日常生活支援情報提供加算
単位数	100単位
加算の算定要件	指定自立生活援助事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定自立生活援助事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合
算定回数	当該利用者1人につき1月に1回を限度
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可  ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない	
記録（作成）	情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段(面談、文書、FAX等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。
備考	精神科病院等に通院する者の自立した日常生活を維持する観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、実施した月について算定できるものであること  「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、医療法に規定する病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は同法第8条若しくは医療法施行令第4条の2の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指す  「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている場合等

加算の算定について⑨

加算	居住支援連携体制加算
単位数	35単位
加算の算定要件	住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合
算定回数	
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可  ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない	
記録(作成)	情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段(面談、テレビ電話装置等の使用等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない
備考	<p>「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況(例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること</p> <p>「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること</p> <p>当該加算を算定する場合は、居住支援法人又は居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること</p>

加算の算定について⑩

加算	地域居住支援体制強化推進加算
単位数	500単位
加算の算定要件	利用者の同意を得て、当該利用者に対して、居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会(法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。)又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。)に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合
算定回数	当該利用者1人につき1月に1回を限度
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可  ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない	
記録(作成)	「在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導」等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法(協議会等への出席及び資料提供、文書等)等について記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。
備考	「説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題」は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。  「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)別表第一の八」は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築。

加算の算定について⑪

加算		福祉・介護職員等処遇改善加算
単位数	福祉・介護職員等処遇改善加算(I)	(基本報酬+各種加算減算)×103/1000
	福祉・介護職員等処遇改善加算(II)	(基本報酬+各種加算減算)×101/1000
	福祉・介護職員等処遇改善加算(III)	(基本報酬+各種加算減算)×86/1000
	福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)	(基本報酬+各種加算減算)×69/1000
加算の算定要件	福祉・介護職員等処遇改善加算(I)	<p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 当該指定自立生活援助事業所が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>(二) 当該指定自立生活援助事業所において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(2) 当該指定自立生活援助事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定自立生活援助事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、指定都市の市長(指定都市と中核市以外の市町村にあっては都道府県知事、中核市にあっては中核市の市長。以下同じ。)に届け出ていること。</p> <p>(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定自立生活援助事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について指定都市の市長に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定自立生活援助事業所において、事業年度ごとに当該指定自立生活援助事業所の職員の処遇改善に関する実績を指定都市の市長に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定自立生活援助事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。</p>

	<p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に依りて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定自立生活援助事業所の職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該指定自立生活援助事業所の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(10) 自立生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。</p>
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(Ⅰ)の(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅰ)の(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
算定回数	
基本報酬を算定しない加算のみの算定	不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可	
※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない	
記録(作成)	
備考	「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月26日付け障障発0326第4号、こ支障第86号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知)を参照すること。